

不動産証券化手法等による不動産活用に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少を抑制し、地域活性化を目指すには、不動産証券化手法等による CRE (企業不動産) や PRE (公的不動産) (以下「CRE 等」という。) の活用が重要であるが、地方部においては、その重要性が十分に認識されているとは言い難く、また不動産証券化手法等についての知見の蓄積も十分とは言えない。

このため、兵庫県における知見の蓄積や人材育成を図り、CRE 等の活用による地域創生を実現するため、「不動産証券化手法等による不動産活用に関する検討会」(以下「検討会」という。) を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 不動産証券化手法等についての知見等の習得及び普及啓発
- (2) 県内における不動産証券化等事例の収集・分析
- (3) 不動産証券化手法等を活用した CRE 等のモデル候補案の検討
- (4) その他不動産証券化手法等による不動産活用に必要な事項

※PRE については、地方公共団体が取り組む可能性のある医療や福祉、地域創生、観光の観点から必要となる施設に焦点を絞った検討を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。なお、希望があれば随時参加を認めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、兵庫県まちづくり部長を、副会長には兵庫県県土整備部まちづくり局長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、検討会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室土地対策班において処理する。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。

別表

不動産証券化手法等による不動産活用に関する検討会構成員

| 区 分 | 構 成 員 |
|---------|--|
| 宅建業者団体等 | 山端 和幸 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会会長 |
| | 南村 忠敬 (公社) 全日本不動産協会兵庫県本部長 |
| | 三浦 一範 (公社) 兵庫県不動産鑑定士協会事業推進委員長 |
| ゼネコン | 梅原 秀昭 (株) 竹中工務店大阪本店営業部不動産グループ長 |
| ディベロッパー | 稲岡 秀樹 神鋼不動産(株)プロパティマネジメント事業部賃貸営業部管理グループ長 |
| 金融機関 | 森田 成敏 (株) みなと銀行地域戦略部理事 |
| | 杉村 太一 信金中央金庫神戸支店次長 |
| | 妹尾 裕之 尼崎信用金庫総合企画部担当部長 (業務企画グループ) |
| 行政 | 恒 裕弘 神戸市行財政局財政部管財課活用担当課長 |
| | 土生田 哉 豊岡市政策調整部財政課長 |
| | 貝塚 史利 兵庫県県土整備部まちづくり局長 |
| | 種谷 淳 同上 企画県民部管理局管財課長 |
| | 竹村 公秀 同上 産業労働部産業振興局産業立地室長 |
| | 小幡 和義 同上 県土整備部まちづくり局土地対策室長 (事務局) |